

用途変更Ⅱ

- 1 開発許可等により建築された建築物が15年間適法に使用されたものであること。
- 2 やむを得ないと認められる用途変更は、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 店舗及び店舗併用住宅	—————	一般住宅
(2) 属人性を伴う基準により建築された住宅	—————	一般住宅
(3) 線引き後の農家住宅	—————	一般住宅

注 「一般住宅」とは属人性のない一戸建ての住宅（分譲住宅は除く。）をいう。

- 3 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。